

2022/12/01 に e-GOV から取得した条文から作成した

\*\*\*\*\* 法人税法の条文番号と見出し \*\*\*\*\*

目次

- 第 1 編 総則---
- 第 1 章 通則（第 1 条—第 3 条）---
- 第 2 章 納税義務者（第 4 条）---
- 第 2 章の 2 法人課税信託（第 4 条の 2—第 4 条の 4）---
- 第 3 章 課税所得等の範囲等---
- 第 4 章 所得の帰属に関する通則（第 11 条・第 12 条）---
- 第 5 章 事業年度等（第 13 条—第 15 条）---
- 第 6 章 納税地（第 16 条—第 20 条）---
- 第 2 編 内国法人の法人税---
- 第 1 章 各事業年度の所得に対する法人税---
- 第 2 章 退職年金等積立金に対する法人税---
- 第 3 章 青色申告（第 121 条—第 128 条）---
- 第 4 章 更正及び決定（第 129 条—第 137 条）---
- 第 3 編 外国法人の法人税---
- 第 1 章 国内源泉所得（第 138 条—第 140 条）---
- 第 2 章 各事業年度の所得に対する法人税---
- 第 3 章 退職年金等積立金に対する法人税---
- 第 4 章 青色申告（第 146 条）---
- 第 5 章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第 146 条の 2）---
- 第 6 章 更正及び決定（第 147 条—第 147 条の 4）---
- 第 4 編 雑則（第 148 条—第 158 条）---
- 第 5 編 罰則（第 159 条—第 163 条）---

\*\*\*\*\*

--- 第1編 総則---

--- 第1章 通則---

第1条 (趣旨)

第2条 (定義)

第3条 (人格のない社団等に対するこの法律の適用)

--- 第2章 納税義務者---

第4条

--- 第2章の2 法人課税信託---

第4条の2 (法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)

第4条の3 (受託法人等に関するこの法律の適用)

第4条の4 (受託者が2以上ある法人課税信託)

--- 第3章 課税所得等の範囲等---

第5条 (内国法人の課税所得の範囲)

第6条 (内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第7条 (退職年金業務等を行う内国法人の退職年金等積立金の課税)

第8条 (外国法人の課税所得の範囲)

第9条 (退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税)

第10条

--- 第4章 所得の帰属に関する通則---

第11条 (実質所得者課税の原則)

第12条 (信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)

--- 第5章 事業年度等---

第13条 (事業年度の意義)

第14条 (事業年度の特例)

第15条 (事業年度を変更した場合等の届出)

--- 第6章 納税地---

第16条 (内国法人の納税地)

第17条 (外国法人の納税地)

第17条の2 (法人課税信託の受託者である個人の納税地)

第18条 (納税地の指定)

第19条 (納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)

- 第 20 条 (納税地の異動の届出)
- 第 2 編 内国法人の法人税---
- 第 1 章 各事業年度の所得に対する法人税---
- 第 21 条 (各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)
- 第 22 条
- 第 22 条の 2
- 第 23 条 (受取配当等の益金不算入)
- 第 23 条の 2 (外国子会社から受ける配当等の益金不算入)
- 第 24 条 (配当等の額とみなす金額)
- 第 25 条
- 第 25 条の 2
- 第 26 条 (還付金等の益金不算入)
- 第 27 条 (中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の  
益金算入)
- 第 28 条 削除
- 第 29 条 (棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)
- 第 30 条 削除
- 第 31 条 (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)
- 第 32 条 (繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)
- 第 33 条
- 第 34 条 (役員給与の損金不算入)
- 第 35 条 削除
- 第 36 条 (過大な使用人給与の損金不算入)
- 第 37 条 (寄附金の損金不算入)
- 第 38 条 (法人税額等の損金不算入)
- 第 39 条 (第 2 次納税義務に係る納付税額の損金不算入等)
- 第 39 条の 2 (外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不  
算入)
- 第 40 条 (法人税額から控除する所得税額の損金不算入)
- 第 41 条 (法人税額から控除する外国税額の損金不算入)
- 第 41 条の 2 (分配時調整外国税相当額の損金不算入)
- 第 42 条 (国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

- 第 43 条 (国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入)
- 第 44 条 (特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 第 45 条 (工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 第 46 条 (非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 第 47 条 (保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 第 48 条 (保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)
- 第 49 条 (特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)
- 第 50 条 (交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)
- 第 51 条 削除
- 第 52 条
- 第 53 条 削除
- 第 54 条 (譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)
- 第 54 条の 2 (新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)
- 第 55 条
- 第 56 条 削除
- 第 57 条 (欠損金の繰越し)
- 第 57 条の 2 (特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用)
- 第 58 条 (青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例)
- 第 59 条 (会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)
- 第 60 条 (保険会社の契約者配当の損金算入)
- 第 60 条の 2 (協同組合等の事業分量配当等の損金算入)
- 第 60 条の 3
- 第 61 条
- 第 61 条の 2 (有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)
- 第 61 条の 3 (売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)
- 第 61 条の 4 (有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等)

-----以下省略-----